

# 漁業制度について

## 1 漁業法

漁業法は水産資源の減少等により生産量や漁業者数が長期的に減少している中で、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、漁場の総合的な利用を行い、漁業生産力を発展させることを目的に、資源管理措置並びに漁業許可及び漁業権等について定めています。遊漁も水産資源並びに漁場の利用という点で深く関わっています。

### (1) 愛媛県資源管理方針

水産資源の持続的な利用を確保するため、国が定めた資源管理基本方針に即して、愛媛県における漁業や遊漁の実態に応じた資源管理の方法や対象となる水産資源の漁獲可能量などを定めるものです。

#### ■ 漁獲可能量

漁獲可能量とは、水産資源ごとに一年間に採捕することができる数量の上限を決めて、将来に向けて資源を残そうとする取り組みです。愛媛県では「まあじ」、「まいわし」、「まさば・ごまさば」、「くろまぐろ」で取り組んでいます。

愛媛県資源管理方針による水産資源の管理のほか、漁業関係者は資源が著しく減った魚種について自主的に漁獲努力可能量を定めて、資源の回復に向けて取り組みをしています。

#### ■ 漁獲努力可能量

漁獲努力可能量とは、出漁できる隻数・日数の上限を決めて、それを超えないように管理することで、対象資源の円滑な回復を目指すものです。愛媛県では資源が著しく減った「さわら」について取り組んでいます。

遊漁者のみなさんもさわら流し網の禁漁期間中は、さわらを釣らないように御協力をお願いします。

#### さわら流し網禁漁期間

- 燧灘・安芸灘  
9月1日から9月30日まで
- 伊予灘  
5月16日から6月15日まで
- 宇和海  
5月1日から5月31日まで  
8月1日から9月30日まで（さごし・めじか流し網）

## (2) 愛媛県漁業調整規則

漁業法および水産資源保護法、その他漁業に関する法令とあいまって、愛媛県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、あわせて漁業生産力を発展させることを目的とする規則です。漁業の許可に関することや水産資源の保護培養、漁業取締りに関することが規定されています。水産動植物の採捕の制限や禁止に関する事項も多く海や河川での遊漁に直接に係わってくる規則といえます。

## (3) 漁業権

漁業権は、特定の水面において特定の漁業を営む権利であり、行政庁の免許によって設定されます。漁業権には大きく分けて、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権の3種類があります。

漁業権の種類		漁業権の内容
定置漁業権		身網の設置水深が27メートル以上の大規模な定置網漁業を営む権利
区画漁業権	第1種	一定の水面で施設を設置し水産動植物を養殖する権利 (例) 真珠養殖、のり養殖、魚類小割式養殖 等
	第2種	築堤等によって水面に囲いを作りその中で水産動植物を養殖する権利 (例) くるまえび養殖 等
	第3種	第1種、第2種以外の水産動植物の養殖を営む漁業権 (例) あさり地まき式養殖 等
共同漁業権	第1種	農林水産大臣の指定する定着性の水産動植物の採捕を目的とする漁業 (例) あわび漁業、さざえ漁業、わかめ漁業、たこ漁業 等
	第2種	一定地区の漁民が地先水面を利用して営む漁業権(網漁具を移動しないように敷設して営む漁業で、定置網漁業以外のもの) (例) 柵網漁業、磯建網漁業 等
	第3種	地びき網漁業、船びき網漁業(無動力)、餌をまいてぶり、いさぎ等を飼い付ける「飼付漁業」、魚礁を築いて魚をとる「つきいそ漁業」
	第4種	ぼら、ちぬ等の「寄魚(よりうお)漁業」、「鳥付こぎ釣漁業」等、第三者の侵害を排除しなければ成り立たない漁業
	第5種	内水面で行われる漁業で、第1種共同漁業以外のもの (例) あゆ漁業、うなぎ漁業、にじます漁業 等

## (4) 特定水産動植物

近年の密漁は、その行為が極めて悪質化しており、組織的かつ広域的に無秩序な採捕が繰り返され、漁業の生産活動や水産資源に深刻的な影響を与えていることから、特定水産動植物に指定された水産動植物は、漁業の許可、漁業権等に基づいて採捕する場合等を除いては、何人も採捕することはできないこととされたものです。

## ■ 特定水産動植物

- ・うなぎの稚魚※（全長 13cm 以下のうなぎをいう。）
- ・あわび
- ・なまこ

※うなぎの稚魚については、令和 5 年 12 月 1 日から法律が適用されます。

## 2 水産資源保護法

水産資源の保護を図り、かつその効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする法律です。保護水面、アユなどのさく河魚類の保護培養などに関することが規定されています。



## 3 遊漁船業の適正化に関する法律

遊漁船業を営むためには、都道府県知事に遊漁船業者の登録を受ける必要があります（5年ごとに更新）。また、登録を受けるには、一定の条件を満たす必要があります。例えば、

- 利用客の安全管理等を行う遊漁船業務主任者を選ぶ
- 利用客のために損害賠償保険などに加入する
- 過去 2 年以内に関係法令に違反していない

これ以外にもいくつか条件がありますので、詳細は県までお問い合わせください。

遊漁船を利用する方は、

- 出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従ってください。
- 遊漁船の航行中は、むやみに立ち歩かないてください。
- 天候急変時の帰航決定については、船長の指示に従ってください。
- 乗船中は船室内にいる場合以外は、救命胴衣等を着用してください。
- 磯等の上においても、救命胴衣等を着用してください。
- 磯等で緊急事態が発生した場合の遊漁船との連絡方法は、よく確認してください。

遊漁船は、みんなで楽しく利用するものです。  
みなさん、マナーは守るようにしましょう！